

○広島修道大学研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学における研究者の行動規範の趣旨に則り、研究活動の推進及び研究倫理に係る事項を審議するために設置する研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長 1名
- (3) 学部長
- (4) 事務局長
- (5) 総務部長
- (6) 財務部長
- (7) ひろしま未来協創センター長
- (8) ひろしま未来協創センター次長
- (9) ひろしま未来協創センター事務部長又はひろしま未来協創センター課長
- (10) その他学長が指名する学外の学識経験者 若干名

2 前項第10号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項に定める委員が任期中に交替する場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会)

第3条 委員会に委員長、副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

2 委員長は、学長とし、副委員長は副学長とする。

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

4 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

(審議事項)

第4条 委員会は、研究費の不正及び研究活動上の研究倫理に対応をするため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究費の管理・監査に関する事項
- (2) 研究活動上の不正行為防止に関する事項

- (3) 研究活動体制の整備に関する事項
- (4) 研究倫理の教育及び啓発に関する事項
- (5) 研究活動結果の保存方法及び保存期間に関する事項
- (6) その他研究活動の推進及び研究倫理に関する重要事項

2 前項の審議事項について規程が必要な場合は、別に定める。

(専門委員会)

第4条の2 人を対象とする研究に関連する研究計画書の審査を行うため「広島修道大学における人を対象とする研究倫理審査専門委員会」を置く。

2 「広島修道大学における人を対象とする研究倫理審査専門委員会」については、別に定める。

(その他必要事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、委員会の議を経てひろしま未来協創センター長が定める。

(事務担当)

第6条 この委員会に関する事務は、ひろしま未来協創センター事務室が担当する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の意見を聴いて学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2015年3月6日に制定し、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2016年4月7日に第2条を改正し、2016年4月1日に遡って施行する。
- 3 この規程は、2017年12月6日に第1条、第2条、第3条及び第4条を改正し、第4条の2を追加して、2018年4月1日から施行する。